

相談料

Iga City Society of Commerce and Industry

経営講習会のご案内

危機管理を考える

~大規模災害に備えた事前対策が企業を守る~

企業の「防災」や「緊急時における対応力」の重要性が高まっています。是非この機会に受講いただき、企業の災害対応の備えをお願いします。

日時: 平成25年10月11日(金) 午後7時~

場 所: 伊賀市商工会館(伊賀市下柘植723-1)

講師: 上級リスクコンサルタント・中小企業診断士

平野喜久 氏

一日金融公庫相談会のお知らせ

㈱日本政策金融公庫津支店の融資担当者をお迎えいたします。商品の仕入資金、手形・買掛決済資金、ボーナス支払資金等の運転資金や車両購入等設備資金で、借入をご希望の方は是非ご相談下さい。

日時 平成25年11月21日(木) 午前10時~午後4時

場 所 伊賀市商工会館(伊賀市下柘植723-1)

※ご希望の方は相談時間設定等の都合上、事前に必ず 商工会本所または最寄の支所までご連絡下さい。

◆◆ 経営なんでも相談会のご案内 ◆◆

伊賀市商工会では、皆様の経営上のいろいろな悩みや疑問についてお応えするために、ワンストップ個別相談会として各分野の5人の専門家による相談会を下記により行います。複雑な経営課題でも専門家ブースを廻って相談すれば一度に悩みは解決!! どうぞお気軽にご相談下さい。

日 時: 平成25年11月27日(水) 午後1時30分~午後4時30分

場 所: 伊賀市商工会館 (伊賀市下柘植723-1)

定 員: 各専門家相談 3名程度 (定員になり次第締め切り)

専門家: 税理士 間瀬 茂氏 社会保険労務士 野殿周志氏

司法書士 石田俊雄 氏 中小企業診断士 永崎剛正 氏

ITインストラクター 安川俊哉氏

※ 相談をご希望の方は別添申込書にて、11月15日(金)までに本所へお申し込み下さい。

労働保険の加入手続はおすみですか - 11月は、「労働保険適用促進強化期間」です -

労働保険(「労災保険」と「雇用保険」)は、政府が管理・運営している強制的な保険であり、農林水産業の一部を除き、 労働者を一人でも雇用している場合、事業主又は労働者の意思の有無にかかわりなく必ず加入することが法律で定められています。厚生労働省(三重労働局)では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、"労働保険の未手続事業場の一掃"を重点項目に掲げ、全国労働保険事務組合連合会三重支部と連携して未手続事業場を個別訪問する等により、加入促進を図っています。労働保険適用事業所にもかかわらず、労働保険の加入手続をとられていない事業主の方は、速やかに加入手続をお願いします。

万一、事業主が「故意」又は「重大な過失」により労災保険の成立手続を行わない期間に事故が発生した場合、遡って保険料を徴収する他に、労災保険給付額の40%又は100%を事業主から徴収されることになります。(費用徴収制度)

★ 労働保険に関する事務処理を、事業主に代わって行う労働保険事務組合制度があります。

伊賀市商工会は、厚生労働大臣の許可を受けた労働保険事務組合となっておりますので、現在労働保険未加入の事業主の方は、最寄りの商工会各支所へお気軽にご相談ください。

リーガルサポートシステム(企業法務専門支援員制度)のご案内

商工会では弁護士資格を持つ企業法務専門支援員を常時設置し、会員の皆様からの法律相談に無料で応じる制度があります。請負契約、債権回収、相続関係、連帯保証人、時効制度等のご相談や身近な法律相談(事業以外の相談も可)まで、気軽にご利用ください。相談予定日は毎月第一金曜日です。(平成24年度は28件の相談がありました。)

次回相談予定日 平成25年11月1日(金) 午前10時~午後4時

■ご相談を希望される方は、商工会本所または最寄の支所まで事前にお申し込みください。

編集・発行: 🔇 伊賀市商工会/所在地:伊賀市下柘植723-1

TEL 0595(45)2210 FAX 0595(45)5307

□ 雇用保険と年金との調整の届出が不要となります □

特別支給の老齢厚生年金などの65歳になるまでの老齢厚生年金(以下、「年金」といいます)を受ける方が、 雇用保険の「基本手当(いわゆる失業給付)」または「高年齢雇用継続給付」を受けることができるときは、失 業給付等を優先し、年金の全部または一部が止まります。

年金を受ける方が失業給付等を受けることになった場合には「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由 該当届」の届出が必要でしたが、次の①から③のいずれかに該当したときは、届出が原則不要※となりますので、 従業員の方々へお知らせください。

- ①年金を受け取る権利が発生したとき
- ②ハローワークに求職の申込みをしたとき
- ③高年齢雇用継続給付を受けることができるとき

※年金請求時などに、日本年金機構へ雇用保険被保険者番号を届出している場合に限ります。

● 伊賀地区の犯罪発生状況(

伊賀地区防犯協会によりますと平成25年8月中の犯罪発生状況は下記の通りとなっています。 皆様方の犯罪防止 対策の参考としていただきますようお願い致します。

★自動車関連犯罪・・・6件発生(自動車盗2件、車上ねらい1件、部品ねらい3件)

いずれもキー無しで被害に遭っています。 盗難防止装置や警報装置の設置等の防犯対策を!

★住宅対象犯罪・・・6件発生(空き巣4件、忍込み2件)

いずれも半数が無施錠で被害に遭っています。就寝時や外出時は確実に施錠を!

★ゲートウェイ犯罪・・・19件発生(オートバイ盗4件、自転車盗10件、万引き5件)

ほとんどが無施錠で被害に遭っています。ほんの少しの間駐輪する場合も、面倒でも必ず二重ロックを!

- ★その他の窃盗犯罪・・・7件発生(出店荒らし4件、事務所荒らし1件、自販機ねらい2件)
- ★振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺・・・1 件発生(架空請求詐欺1件)

警察官・市役所職員を騙るオレオレ詐欺や、社会保険事務所職員・市役所職員を騙る還付金詐欺の予兆電話、架空 請求のメールやハガキにご注意ください。

タ暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動(セーフティー・ライト・オン運動) ~平成25年10月1日 から 平成25年12月31日 まで~

これからの時期は、日没時間が早くなり夕暮れ時の交通事故の多発が心配されます。このため、三重県交通対策協議会で は「夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動」を実施しています。皆様もぜひこの運動にご参加ください。

※夕暮れ時の早めのライト点灯(自動車、二輪車、自転車利用者)

時間

13:30~16:00

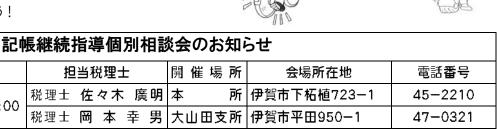
13:30~16:00

夕暮れ時は交通事故が多発します。見るためのライトを見せるためにも 点灯しましょう!

※反射材の着用推進(歩行者、自転車利用者)

明るい服装と反射材を使って車にアピール!特に、夜間は自分の存在 を知らせて安全を確保しましょう!





43-0014

52-0438



開催月日

10月16日(水)

11月20日(水)

税理士 佐々木 廣明 阿 山 支 所 伊賀市馬場1128-4

税理士 岡 本 幸 男|青 山 支 所|伊賀市阿保570-1

担当税理士

税理士 佐々木 廣明本

当日は各支所の事務所を閉めさせていただきますので、ご了承下さい。6日にお伺いできない場合は8日頃まで にあ伺いいたいきす。当日のご連絡は本所(な45-2210) きてお願いいたいきす。

《貸付金利の状況》 (平成25年10月1日現在)			
日本政策金融公庫	普通貸付	1. 95%	×
	経営改善貸付(無担保·無保証人)	1. 65%	×
三重県融資制度	小規模事業資金 (第三者保証不要・別途保証料)	1. 75%	\rightarrow
商工貯蓄共済制度	一般(保証料不要)	1. 675%~2. 075%	\rightarrow
	保証協会保証付(別途保証料)	1. 55%	\rightarrow